

(参考) 改正後の規定

別記 (第 2 関係)

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1～36 (略)	(略)
37 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について <u>ELISA 法等の適切な血清学的方法又は PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
38 (略)	(略)